北大、法律違反（労働組合法第7条違反）！！

責任者の処分、不可欠！　自らに甘い体質を捨て、襟を正せ！

3.31 道労働委「命令書」、北大の法律違反を断定

さる３月31日、北海道労働委員会（道労働委）は2009年北大不当労働行為事件に関する「命令書」を交付しました。同「命令書」は、2009年秋に北大がとった行為について、(1) 不誠実団体交渉（労働組合法第７条第２号）、(2) 北大職組に対する支配介入（同条第３号）の２点を明確に認定しました。**北大は労働組合法に違反**したのです。とりわけ**支配介入は**労働組合の弱体化を意図した、**大学にあるまじき悪質な行為**です。

法律違反を自ら認めた北大

この「命令書」に不服の場合、制度上15日以内に中央労働委員会に再審査を申し立てるか、さもなければ30日以内に札幌地方裁判所に命令取り消しの行政訴訟を提起することができます。しかし、北大はどちらも選択しなかったので、４月末に北大の労働組合法違反が確定しました。その後、北大は「命令書」に不服があると強弁し、総合的に判断したなどと聞こえの良いことを言っていますが、実は**上訴して争っても事実認定の点で勝ち目がないと判断し、上訴できなかった**のです。この事態は、**北大が自らの法律違反を認めた**ことを意味します。

真実を伝えない会議報告

４月25日に役員会、５月17日に部局長等連絡会議がそれぞれ開かれて、担当理事が「命令書」について報告しました。だが、どちらの会議の報告も不誠実団交の事実経過を正しく紹介せず、また支配介入と労働組合法違反という重要な両キーワードの使用をあえて避けています。要するに真実を伝えていない報告です。

なお、４月８日に北大から組合委員長に謝罪文が手交されましたが、これは、上訴するか否かにかかわらず、制度上そうしなければならないものです。そのため、謝罪文の記述だけから北大の改悛の情を読み取ることはできません。事実、北大が何ら改悛していないことは、両会議に対する報告ぶりから十分に伺えます。

北大は法律違反にふさわしい処分を！！

道労働委「命令書」を受けて５月25日と６月９日の２回、団交を行いましたが、大学側の発言は両会議への報告ぶりを彷彿とさせるもので、不当労働行為を真に反省しているとは到底いえない態度に終始しました。

しかし北大は法律違反を犯したのです。ですから、学長をはじめ一連の責任者に、行為に相応する処分を科すべきです。北大は、いままで何か起きると対象者を処分してきました。もしも**今回、法律違反の責任を不問に付して、自らに甘い態度をとるのであれば、今後どんな事態が発生しても北大では処分はあり得ない**ことになります。このようなことで、2009年北大不当労働行為事件の幕引きを図るのは許されません。

学長の責任、重大

上記２回の団交に学長は出席しませんでした。組合はこの２回を含めて、いままでに何度も佐伯学長の団交出席を要求しましたが、同氏は**学長就任以来すでに4年以上にもなるのに、ただの一度も出席していません**。団交に出てくるのは担当理事（文科省からの出向者）ですので、行政マンのセンスそのものです。労働法体系の発想に乏しく、また教育・研究の実態を基礎に置いた話し合いになりません。

そもそも 2009 年秋の団交で北大が理不尽な不当労働行為を働いたのも、基本的には、組合の存在を無視ないし軽視してきた佐伯学長の責任です。**学長は**この点を深く反省して思い改め、今後、**自ら進んで団交に出席するよう強く要求**します。そうしないと北大は近い将来、また不当労働行為の愚を繰り返すことになるでしょう。

2011 年６月 22 日

北海道大学教職員組合
Tel／Fax 011-746-0967
E-mail:kumiai@ma4.seikyou.ne.jp